福井県丹南広域組合一般職の職員の給与に関する規則

平成12年 3月10日規則第4号 改正 平成17年10月 1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合一般職の職員の給与に関する条例 (平成12年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与の支給に関しては、条例に定めるもののほか、越前市職員の給与支給に関する規則(平成17年越前市規則第38号)、越前市一般職の職員の初任給、昇格および昇給に関する規則(平成17年越前市規則第39号)、越前市職員住居手当支給規則(平成17年越前市規則第42号)、越前市職員通勤手当支給規則(平成17年越前市規則第43号)並びに越前市職員単身赴任手当支給規則(平成17年越前市規則第44号)の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。